

益田實氏所蔵新出中世文書の紹介

An Introduction to the Newly Found Medieval Documents in the Possession of Mr. Minoru Masuda
 TANAKA Hiroki, NAKAJIMA Keiichi, NAKATSUKA Keiichi, NISHIDA Tomohiro and WATANABE Hiroki

田中大喜・中島圭一・中司健一・西田友広・渡邊浩貴

はじめに

二〇一六年度より国立歴史民俗博物館では、石見国長野荘と益田荘に割拠した武家領主の動向を基軸事例に、共同研究「中世日本の地域社会における武家領主支配の研究」(研究代表者・田中大喜)を実施している。当該地域に割拠した武家領主が伝えた文書群には、益田家文書をはじめとして、内田家文書や俣賀家文書等があり、本共同研究でもこれらの文書群は中心的な検討素材となっている。しかし、国内屈指の点数を誇り、中世に限っても八百点もの文書をいまに伝えている、益田荘を本領とした益田氏の家伝文書群である益田家文書を除外すると、当該地域の武家領主の動向を伝える文書の点数は決して多いとはいえない。そのため、特に長野荘に割拠した武家領主の動向を追究する際には、著しい史料制約を受けることになる。

こうした現状のなか、本共同研究の共同研究員である中島圭一氏が、近世の益田氏を研究対象とされ、益田氏やその家臣のご子孫と交流があ

る重田麻紀氏より、平安古益田家の現在の当主である益田實氏のもとに、長野荘に関わる中世文書が少なからず所蔵されているとの情報を得た(重田氏は中島氏の勤務先である慶應義塾大学の卒業生である)。中島氏からこの情報を伝えられた田中は、重田氏を介して益田實氏よりご許可を得た後、二〇一七年五月三十一日に共同研究員の荒木和憲氏・中島氏・中司健一氏・西田友広氏とともに所蔵文書の調査・撮影を行った。撮影には、西田氏の勤務先が東京大学史料編纂所であるため、同所の村井祐樹氏のご助力を得た。

益田實氏所蔵の中世文書は、一紙物の束として保管されていた近世文書を含む文書群のなかに五十六点含まれていたが、いずれも萩藩の集成史料集である『閩閩録』にも収録されていない新出の文書であることが確認された。本稿は、この近世文書を含む文書群すべての書誌情報を目録にまとめて公表する(表)として本稿末尾に掲載)とともに、そのなかに含まれていた中世文書全点(一部近世にかかるとは文書を含む)を撮影画像と合わせて紹介するものである。

貴重な所蔵文書の調査・撮影をご快諾いただいた、益田實氏に感謝申し上げます。また、文書の翻刻にあたりご助言を賜った、遠藤珠紀氏・小川剛生氏・末柄豊氏・村井氏にも合わせて感謝申し上げます。なお、今回紹介する中世文書を含む一紙物の文書群は、保存状態に問題があったため、修補に用いる料紙の経費は国立歴史民俗博物館の負担としたうえで、調査・撮影後に東京大学史料編纂所において修補を施した。

文書紹介に先立ち、次に所蔵者の益田實氏が当主を務める平安古益田家と、そこに集積された中世文書の概要について記しておきたい。平安古益田家については、重田氏よりご教示を賜った。記して謝意を表する。

平安古益田家について

平安古益田家は、主家毛利氏に従って益田から須佐へ移封された益田元祥の四男就之を祖とする家である。長門国奥阿武宰判木与などを知行地として与えられ、石高は一〇八六石余だった。家名に冠した「平安古」は、毛利氏の居城である萩城の外堀に設けられた三つの総門の一つである平安古総門の付近に屋敷があったことに由来する。

近世毛利氏（萩藩）の家臣団のなかで最上位の階層を構成したのは、毛利氏一門（右田毛利家・厚狭毛利家・吉敷毛利家・阿川毛利家・大野毛利家）ならびに三丘穴戸家の「一門六家」と、「永代家老」の益田本家・福原家である。これらに次ぐ家格の階層は「寄組」と呼ばれ、平安古益田家はこの寄組の一つだった。

一門六家や永代家老となった家臣家は、当職（萩に常置され、財務や民政全般を掌握する国務最高の役職）や当役（常に藩主に随従し、藩主を補佐する役職）といった藩の要職を務めたが、寄組の家臣家も当職・当役を務めることがあった。平安古益田家では、六代当主の弘道が宝暦年間（一七五一～六四）に当職を、明和年間（一七六四～七二）には当役を務めている。

益田本家との関係は、常に密接だったようであり、本家へ養子を出す（本家二十六代当主の就賢は、平安古益田家から養子に入った人物）ほか、本家の家政にも関与していた。そのため、享和二年（一八〇二）に本家家臣三百余人が徒党を組み、須佐の当主の館へ強訴を執行した「須佐騒動」という事件が起きた際には、平安古益田家七代当主の就雄が須佐に乗り込み、本家家中の混乱の収束に尽力している。しかし、就雄の調停は失敗し、藩からその責任を問われ、以降、本家の家政への関与を禁じられることになった（須佐騒動については、重田麻紀「萩藩家老益田家中における須佐騒動」『史学』八二―一・二号、二〇一三年）に詳しい）。

中世文書の概要

益田實氏所蔵の中世文書は、首欠や尾欠（あるいは両方）になっているものが多い。また、大部分が表装されていたことも確認できる。これらのことから、この中世文書は、近世のある時点で平安古益田家が作成した手鑑だったと考えられる。

平安古益田家は、近世になって成立した家であるため、中世文書はいずれから入手したものと見られる。手鑑にしたという事実、そしてそのなかにある五点の石見国大家荘に関係する文書（【表】No. 8・12・22・23・55）に着目すると、萩藩主毛利氏の末家の一つである長府毛利家において作成された手鑑「筆陳」の存在が想起される（「筆陳」については中司氏よりご教示を得た）。「筆陳」に所収された中世文書五十四点のうち、大家荘に関係する文書は四点あるが、その内容は平安古益田家の大家荘関係文書と類似するからである（「筆陳」所収の中世文書については、高橋研一「下関市立長府博物館蔵『筆陳』所収の中世文書について」『山口県史研究』一七号、二〇〇九年）参照。しかし、「筆陳」に所収された中世文書の構成は、平安古益田家のそれと大きく異なるため、両者の関係性については不明といわざるをえない。

益田實氏所蔵の中世文書の内容面における大きな特徴の一つは、長野

荘に係る文書が最も多く確認できることである〔表〕No. 1・3・4・

5・6・7・9・13・17・18・25・26・39・40・42)。長野荘は、戦国期

には益田氏の支配領域に入ったが、益田氏の支配領域に含まれた所領に

関係する文書という観点で分類してみると、益田荘・津毛別符・疋見別符・

大家荘・伊甘郷・都野郷に関わる文書〔表〕No. 2・8・12・14・15・

22・23・55)も、長野荘と同じグループにまとめることができる。これ

らに、宛先が益田氏であることが明らかな文書〔表〕No. 65)を加える

と、総数は二十四点となり、全体の四割強を中世の益田氏に関わる文書

が占めることになる。この事実に着目すると、平安古益田家に伝えられ

た中世文書の中核的な母体は、中世の益田氏のもとに集積された文書群

だった可能性が高いと判断される。この点に関して、益田氏が密接な関

係を持った大内氏に関わる文書が比較的多く含まれている〔表〕No. 2・

11・27・31・58・65)ほか、益田氏と姻戚関係にあった陶氏に宛てた書

状〔表〕No. 33)や、益田宗兼が大内義興に従って上洛・在京した際に

交流があったと見られる細川高国や畠山尚順の書状〔表〕No. 35・58)

が含まれている事実も、この想定を補強する材料になるように思われる。

この想定が妥当だとすると、益田實氏所蔵の中世文書は、就之が平安

古益田家を興す際に益田本家から家伝文書群の一部を分与されたものと

いうことになる。前述したように、平安古益田家と益田本家とは、基本

的に近世を通じて密接な関係を持っていたが、平安古益田家に伝えられ

た中世文書の存在も、そうした両家の関係を暗示しているのかもしれない。

近世に新たに家を興す際、家の由緒として本家から家伝文書群の一部

を分与されることは往々にしてあったが、これは益田家文書の集積と分

散を考えるうえで重要な検討課題になるだろう。一部に類似した文書を

含む「筆陳」をはじめとする長府毛利家が作成した手鑑との関係を含め、

今後の研究が望まれる。

(以上、田中大喜)

中世文書の紹介

〔凡例〕

一、益田實氏所蔵文書のうち、中世文書五十六点を翻刻し、解説を付す。

また、必要に応じて関連する先行研究を付す。

一、文書の配列は、原形態の順に従った。

一、文書番号は、〔表〕のNoと対応する。

一、字体については、原則として常用漢字を使用した。

一、文書の年月日・差出人・宛所・貼紙の位置については、原本の体裁を尊重する範囲で統一した。

一、欠損や摩滅により文字が判読できない場合は、その文字数を考慮して□や「」で示し、文字を推定しうるものについては()内に翻刻者の案を示した。また、文字は確認できるものの判読できないものについては、◆で示した。

一、書き直した文字は■で示し、判読できた文字についてはその右側に示した。

一、文書の首欠は「」、尾欠は「」で示した。

一、新たに読点および並列点を付けた。

1 上野頼兼遵行状

藤原氏女字号申石見国長賀子

野庄内美能地村地頭職事、

任去正和五年十一月廿九日安堵状、

可沙汰下地於氏女代之状如件、

(貼紙)「上野殿」

康永四年二月廿六日 左馬助(花押)

松田五郎左衛門尉殿

解説

藤原氏女の訴えを受け、石見国長野莊美濃地村地頭職を氏女の代官に交付するように命じた、同国守護の上野頼兼が発給した文書。宛所の松田五郎左衛門尉は、「内田家文書」貞和二年(一三四六)八月日付内田致景代内田致世軍忠状写(『南北朝遺文中国四国編』一四七八号)に「守護御代官松田五郎左衛門尉宗重」と見えることから、石見国守護代と確認できる。

(田中大喜)

2 足利義詮御判御教書

三隅女（字カ）□藤原氏申、石見国
益田庄内納田郷号三隅・木束
郷・津毛別符・疋見別符地頭
職事、任去貞治三年八月廿
一日本領安堵状、可打渡氏女之
状如件、

（貼紙）「義詮」

貞治六年三月五日（花押）

大内介殿

解説

室町幕府将軍・足利義詮が石見守護・大内弘世に宛てた御教書である。内容は、「三隅女□藤原氏」に石見国益田庄内納田郷・木束郷・津毛別符・疋見別符の地頭職を打ち渡すよう命じたものである。

南北朝内乱期、三隅氏は石見の南朝方の中心的な存在であった。本文書は、降伏した三隅氏の所領を室町幕府が承認したものと見え、室町期の三隅氏領について考える重要な手がかりとなる。一五〇〇年前後に三隅氏と益田氏は津毛と疋見の領有を巡り争っている。

（中司健一）

3 関東下知状

可令早藤原実秀童名領知石見□国

長野庄内下黒谷郷事

右、任祖父実基法師法名文永十年十□

月廿一日讓状、可令領掌之状、依仰下知如□、件

永仁三年七月廿五日

(貼紙)「陸奥守宣時 陸奥守平朝臣 (花押)

相模守貞時」相模守平朝臣 (花押)

解説

宛所の「藤原実秀」は菖蒲実秀に比定される。もともと菖蒲氏は、秀郷流波多野氏の庶流に属し、相模国足柄上郡菖蒲を本貫地とする東国武士であった。貞応元年(一二二二)に菖蒲実盛が石見国長野荘内「美濃地黒谷」の地頭職を獲得しているため(『益田家文書』三号)、当該地は承久勲功地と考えられる。本文書の譲与安堵より、西遷した実盛系統の菖蒲一族のなかで長野荘黒谷郷での分割相続が進み、実秀へ「下黒谷郷」の譲与がなされたことがわかる。差出の陸奥守は連署の北条宣時、相模守は執権北条貞時である。

(渡邊浩貴)

4 仁科盛宗奉書

石見国得屋郷除井村石見

備前国宇賀貴郷佐々木筑前々司跡

地頭職事、知行不可有

相違之状、依仰執達如件、

正平九年三月廿八日 左近将監(花押)

解説

本文書に記される石見国得屋郷は長野荘内にある郷名で、南北朝内乱期になると同地を名字とする得屋氏(岩田氏とも)の動向がうかがえるようになる。観応の擾乱以降、得屋氏は直冬党として活動し、正平九年(二三五四)五月二日足利直冬安堵状(『南北朝遺文中国四国編』二六〇六号)では、岩田胤時(得屋郷惣領地頭)に本領・新恩の所領安堵がされる。本文書は宛所を欠くが、本領を得屋郷、新恩を備前国宇垣郷とすれば、両文書は得屋氏への直冬による一連の所領安堵文書と推察され、宛所は岩田胤時の可能性が高いと考えられる。

(渡邊浩貴)

5 荒川詮頼奉書

石見国白上郷内河上村豊田但馬前司入道頼教跡

地頭職事、為兵糧料所々預置也、早

任先例可致沙汰之状、依仰執達如件、

(貼紙痕)

文和二年十一月六日 遠江守 (花押)

「 「 殿

解説

観応の擾乱直後、益田・長野荘域では足利直冬勢力が優勢であり、本文書に登場する長野荘白上郷では同年に「石見国白上合戦」が発生していた(『益田家文書』五二号等)。直冬方に与同した南朝勢力には、長野荘豊田郷を本拠とする西遷御家人内田氏の一族致世が見える。闕所地化された白上郷河上村の前地頭「豊田但馬前司入道頼教」の系譜関係は未詳だが、おそらく豊田郷内田氏の庶流に属する一族と考えられよう。本文書は宛所を欠くが、白上合戦の結果生じた闕所地を石見守護荒川詮頼が近隣武士に預け置いたと推察される。

(渡邊浩貴)

6 犬橋力近江守奉書

石見国美濃村^地半分事、
任去七月六日 御奉書之
旨、不可有知行相違者

……(切継)……

也、仍執達如件、

応永十一年八月廿五日 近江守(花押)

高津美作守殿

解説

高津美作守に石見国長野莊美濃地村半分を安堵することを伝えた、犬橋近江守と見られる人物が発給した文書。本文書が作成された時期の石見国に係る犬橋近江守については、応永九年(一四〇二)八月十日付山名氏奉行人奉書(益田家文書「什書目録〇八三一―三」)に徴証が得られる。応永十一年時の石見国守護は山名氏利だが、犬橋近江守は同国守護代の立場にあったと見られる。

長野莊高津郷を本領とした高津氏は、南北朝内乱では南朝方に与し、南北朝期を境に姿を消すため、その後の動向は不明とされてきた。しかし、本文書によって高津氏は、内乱後も長野莊に所領を得て存続していたことが判明する。

(田中大喜)

7 右田弘直奉書

石見国得屋郷地頭職公田
事、陸町老段半諸御公事
可有勤仕候、仍執達如件、
応永二年三月廿四日 伊豆守（花押）

解説

当該期は石見国守護大内義弘の在京期間にあたり、義弘被官の右田弘直が石見国守護代を務めていた。本文書は宛所を欠くが、得屋郷への賦課に関するため、国御家人の得屋氏の可能性が高いと思われる。なお同年三月十九日右田弘直奉書（「益田家文書」什書目録〇八三―二）では、得屋入道に対して領家分の一部を内田三郎方へ渡すよう命じているが、本文書との関係は不明である。

（渡邊浩貴）

8 関東下知状

右、件所職等伴惟行任將軍家度度

御教書并養父国知讓状等、本知行無

相違可令安堵之状、依仰下知如件、

承久二年二月廿四日

(貼紙)「義時」右京権大夫平(花押)

解説

寛元元年(一二四三)十一月二十三日関東御教書(『鎌倉遺文』六二五三号)によると、石見国大家莊惣公文職が「任承久二年二月廿四日当家御下文」せて源二郎惟行に安堵されている。本文書は下知状であるが、前述の関東御教書の証拠文書に相違ないだろう。ゆえに前欠部分には、「石見国大家庄惣公文職」が入ることになる。なお、本文書中の惟行は伴姓であるため石見国在庁官人の系譜を引く一族と考えられ、源姓の国知の養子となったために、寛元元年の関東御教書では源姓で記されたと考えられる。差出の右京権大夫は執権北条義時である。

(渡邊浩貴)

9 藤原頼嗣袖判下文

(貼紙)「頼嗣御代」(花押)

下 委文宗景

可令早領知石見国長野庄内白上村半

分・飯多郷内田島在家地頭職事

右、任祖母白上尼去十月三日讓狀任亡息景
盛宗景

讓狀、讓与
由載之、為彼職守先例、可致沙汰之状如件、

宝治二年十二月廿六日

解説

委文氏の名字の地は、美作国倭文荘(しとりのしよう)と考えられるが、本文書において長野庄白上村・飯多郷に權益を有する武士だったことが判明する。委文氏所領で「白上村半分」とあるのは、当該期に白上村(郷)の「新白上」を長野庄惣政所の源姓虫追氏が領有していたためだろう(「某書状」〔益田家文書〕什書目録〇八二一九)。委文氏所領の当該地には以後、源姓虫追氏・益田氏等が進出し、南北朝内乱を経て益田氏の權益が大幅に拡大される。委文氏は忘れられた武士の一人なのである。

(渡邊浩貴)

10 関東御教書

肥前国曾根崎庄地頭代定頼申、

先名主道西并子息通春等事、所被

処流刑也、早可令流遣遠所々領

状、依仰執達如件、

元応二年十二月廿日 相模守（花押）

（貼紙）「相模守高時 前武蔵守（花押）」

前武蔵守守時」

大友左近大夫殿

解説

肥前国曾根崎庄の地頭代の訴えを受けた鎌倉幕府が、同国守護の大友貞宗に対し、道西とその子息通春を遠所に流すように命じた文書。流罪に処せられた道西は、「永弘文書」正和二年（一三三三）七月十二日付鎮西下知状（『鎌倉遺文』二四九二一号）から曾根崎通定と判明する。曾根崎氏は曾根崎庄の地頭職を有していたが、本文書において道西は地頭代の定頼に訴えられ、流罪となっている。地頭が地頭代に訴えられて流罪になった事例は珍しく、興味深い。差出の相模守は執権北条高時、前武蔵守は連署の金沢貞顕である。

研究

井上聡「神領興行法と在地構造の転換」（佐藤信・五味文彦編『土地と在地の世界をさぐる』山川出版社、一九九六年）

（田中大喜）

11 徳元書状

無差事候之間、細々不申

承候、所存之外候、其方事連々

平井令申候趣、披露候、毎事

上意忝候之間、目出候、兼又

長州二郡五郎殿被給 御判

候、目出候、聽可有下向候、諸事

可然之様、可有御談合候、委細者

自平井方可申候、恐々謹言、

(貼紙)「畠山殿」

七月十三日 沙弥徳元(花押)

謹上 大内介入道殿

解説

室町幕府の管領・徳元(畠山基国)が大内介入道に宛てた書状である。応永の乱後、大内氏は幕府が認めた当主弘茂方と、これに対抗して家臣らが擁立した盛見方とに分かれ、内戦が起こった。幕府は石見国人らに弘茂方の支援を命じ、特に益田兼顕がその中心的な役割を担った。弘茂戦死後も介入道(大内道通と推測されているが、弘茂とする説もある)を擁立し、また大内満世(盛見らの甥。文中の「五郎殿」も呼び寄せて、応永十一年(一四〇四)頃まで戦い続けた。

本書状では、幕府が大内満世に長門で二郡(阿武郡と厚東郡と推測されている)を与える決定をしたことが伝えられている。この文書と同月日、近い内容の道兼(益田兼顕)宛ての徳元書状がある(『益田家文書』七一号)。

(中司健一)

12 藤原頼経袖判下文

(貼紙痕)(花押)

下 石見国大家庄内東郷住人

可早以大家太郎友光為地頭職事

右、依刺賀九郎友綱訴、召下友光之処、令和与之間、不及対決、当郷者友光分、佐起本郷者可為友綱分之由、就和与状、所定補也、早可安堵之状如件、

寛喜元年五月九日

解説

鎌倉幕府将軍・藤原頼経が大家莊東郷住人に宛てた下文である。内容は、刺賀友綱の訴えにより大家友光を出頭させたところ、両者の間で和与が成立したため対決には及ばなかったこと、和与の結果、大家莊東郷が大家友光分となり、佐紀本郷が刺賀友綱分となったため、大家友綱の大家莊東郷地頭職を安堵することを伝えたものである。

大家莊は現在の大田市西部と江津市東部、さらに川本町の一部を含む大規模な莊園で、貞応二年(一二二二)の石見国惣田数注文には「九十八丁九反六十歩」と見える。皇嘉門院から九条家、さらに成恩院と伝領された。

(中司健一)

13 北条重時書状

石見国長野庄内高津郷務

問事、就去年七月十一日御下知状、

相尋地頭兵衛尉盛憲候之処、陳状

副代々御
下知案如此候、子細見状候歟、而雜掌

以去年御下知状、一向彼郷津湊等

不相交地頭之由訴申之、何様可

候乎、以此旨可有御披露候、恐惶

謹言、

延応二年四月廿六日 相模守重時（裏花押）

進上 斎藤兵衛入道殿

解説

石見国長野庄内高津郷の郷務をめぐる地頭と雑掌の相論につき、六波羅探題北方の北条重時が、評定衆の斎藤長定に対し、鎌倉の評定への披露を依頼した文書。郷務の具体的な内容は、「津湊」の管理に関わることとわかるが、十三世紀前半時において、高津川最下流域の高津郷に湊があったことを明示する貴重な史料である。なお、『吾妻鏡』と「関東評定衆伝」（『群書類従』第三輯所収）によると、宛先の斎藤長定は前年の十月十一日に死去していることから、長定の死没年についても一石を投じる文書といえる。

（田中大喜）

14 六波羅御教書

石見国伊甘郷、寛元二年

七月十八日関東御下知状、文永

十一年四月十七日御下文、并在

庁兼則状、及国衙雜掌与尼

阿忍訴陳状・具書案文等事、

可糺返阿忍之由、被仰東山

道地頭寛忍之処、不承引云々、

早速可糺返之旨、可被相触

也、仍執達如件、

正和五年二月廿四日 越後守（花押）

（貼紙）「越後守時盛 陸奥守（花押）

陸奥守重時」

（擦り消し、書き直しあり）

土屋□衛門六郎入道殿

解説

六波羅探題が土屋氏に宛てた御教書である。土屋氏については詳細不明であるが、石見の領主と思われる。内容は、石見国伊甘郷についての証書類を尼阿忍に返却するよう、東山道地頭寛忍に命じたが承知しなかったため、すぐに返却するよう伝えよと命じたものである。

尼阿忍は石見国人・益田兼長の後家である。阿忍はいったん孫の益田兼弘（法名は道忍）に伊甘郷地頭職を譲ったが、兼弘が祖母敵対をし、さらには預けていた下文・下知状などの文書を抑留し、訴訟に及んだとして、正和二年（一一三三）に伊甘郷を悔い返している（『益田家文書』五〇四号）。本文書は、このような阿忍と益田兼弘の対立の中で発給されたもので、「東山道地頭寛忍」は道忍（益田兼弘）のことである可能性が高い。

（中司健一）

15 関東御教書

都野三郎保利申、

狼籍(巻)以下事、訴状

遣之、子細見状、早可弁

申之状、依仰執達如件、

文永九年十一月廿七日

相模守(花押)

(貼紙)「相模守時宗

左京権大夫(花押)

左京権大夫時村」

都野五郎女子所

解説

鎌倉幕府が都野五郎女子に対し、都野保利が訴えている狼籍以下について、弁明することを命じた文書。都野氏は石見国都野郷を名字の地とし、「保」を通字とする武士である。都野氏の本姓は伴氏であるが、この史料は名字としての「都野」の初見史料となる。差出の相模守は執権北条時宗、左京権大夫は連署の北条政村である。

研究

井上寛司「中世の江津と都野氏」(『山陰地域研究』三号、一九八七年)

(西田友広)

16 関東下知状

右、任亡父国真弘安六年三月日讓状、
可令領掌之状、依仰下知如件、

弘安八年八月廿二日

(貼紙)「相模守貞時 相模守平朝臣(花押)

陸奥守業時」陸奥守平朝臣(花押)

(裏書)「廷禪」

解説

鎌倉幕府が某に対し、亡父国真の弘安六年三月日の讓状に従い、所領を相続することを認めた文書。前欠文書であり、被讓与者の名や讓られた内容を明らかにすることはできないが、下知状によって讓与安堵を受けていることから、被讓与者は国真の庶子であることがわかる。差出の相模守は執権北条貞時、陸奥守は連署の北条業時である。なお、裏書「廷禪」は、「廷尉禪門」の略で文書発給に関与した人物と考えられ、同様の裏書は他の幕府発給文書にも存在することが指摘されている。

研究

仁平義孝「鎌倉幕府発給文書にみえる年号裏書について」(中野栄夫編『日本中世の政治と社会』吉川弘文館、二〇〇三年)

(西田友広)

17 散位下部宿祿某下文

右人、補任彼職畢、有限御年貢已下色色
所当公事并田率板・在家役・津河関等、
一事以上、任春富之例、無懈怠可令致其
沙汰之状如件、庄官等宜承知、不可違
失、故下、

承久三年 □□ 日

散位下部宿祿（花押）

解説

散位下部宿祿が某を某職に任命し、春富の先例に従って年貢以下の役を勤めることを命じた下文。春富は前任の名主の仮名と考えられ、任命の対象とされているのは名主職であろう。前欠文書のため確定的なことはいえないが、文書群全体の性格を踏まえるならば、卜部氏が領家職を保持した石見国長野荘に関わる文書と考えられる。津・河関とそこから収益の存在、板の賦課など、同地域の産業や権益のあり方を示す文書として貴重である。

研究

西田友広「中世前期の石見国と益田氏」（島根県古代文化センター研究論集一八『石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』二〇一八年）

（西田友広）

18 某義政書状

得屋兵庫助本領事、先日
任御奉書之旨打渡申候之処、
益田方号由緒之地、被支申候、
此由為歎申、得屋遠江入道被
参候、急速道行候之様、申御沙汰候
者、殊可然候、事々期後信之
時^(候)□、恐々謹言、
七月十日 義政(花押)
森大和入道殿

解説

某義政が、得屋兵庫助に本領(得屋郷か)の打ち渡しを行ったところ、益田氏が「由緒之地」と主張して異議を唱えたため、同族の得屋遠江入道が訴えに行くことを森大和入道(良智)に伝えた文書。某義政は打ち渡し実務を担った使節、森大和入道は石見国守護を務めた大内氏の奉行人(「住吉神社文書」嘉慶元年(一三八七)九月十七日付平井道助書状案、『南北朝遺文中国四国編』五〇八七号)と目される。

(田中大喜)

19 室町幕府引付頭人奉書

有可被尋問子細、不日可

参路^(洛カ)之状、依仰執達

如件、

曆応四年五月九日 大和権守(花押)

解説

室町幕府引付頭人の高重茂が、当時、引付を管轄していた足利直義の命令を受けて、幕府法廷に出廷するように伝えた文書。宛所が切断されているため、宛先は不明。

(田中大喜)

20 足利直冬御教書

対師泰致合戦之上、

馳參鎮西之条、尤神妙也、

弥可抽戦功之状如件、

貞和七年二月廿一日

(貼紙)「直冬」(花押)

解説

九州に落ち延びた足利直冬討伐のため、幕府は観応元年(一三五〇)に高師泰を大将として中国地方に派遣する(『祇園執行日記』)。本文書によると受給者は、直冬方に与し、中国地方で師泰軍と合戦した後に、九州へと転戦した様子がかがえる。宛所を欠くが、中国地方の武士と見て問題ないだろう。

(渡邊浩貴)

21 関東御教書

鶴岳八幡宮楽器用途銭

内二貫文、来十一月中可令

沙汰進之状、依仰執達如件、

正嘉二年九月十六日 武蔵守（花押）

（貼紙）「武蔵守長時 相模守（花押）

相模守時宗」

解説

本文書は、相模国鎌倉の鶴岡八幡宮に対する御家人役負担に関するものである。管見の限り直接関連する文書が見当たらないが、『吾妻鏡』によると正嘉二年十二月九日条に鶴岡八幡宮で「修_二諸神供養音楽_一」とあるため、この奏楽に関する楽器用途料であろうか。宛所の人物は、関東御公事として、鶴岡八幡宮楽器用途料二貫文の銭納を鎌倉幕府から催促されている。差出の武蔵守は執権北条長時、相模守は連署の北条政村である。

（渡邊浩貴）

22 北条経時書状

石見国御家人源次惟行

申、当国大家庄惣公文職

事、任先々御成敗、可令安堵

之旨、被成御教書候畢、恐々

謹言、

(貼紙)「泰時」

十二月七日 武蔵守(花押)

解説

鎌倉幕府執権・北条経時が発給した書状である。宛所を欠く。内容は、惟行の申請通り大家荘の惣公文職を安堵する御教書が発給されたことを伝えるものである。関連文書として寛元元年(一二四三)十一月二十三日の関東御教書があり(『鎌倉遺文』六二五三号)、源二郎惟行に対して、その申請通り大家荘惣公文職が安堵されていることから、この関東御教書が本書状に見える「御教書」と考えられる。この関東御教書と次号文書から、本文書の年次は寛元元年に比定できる。大家荘については12号文書の解説を参照されたい。

(中司健一)

23 六波羅施行状

右、任去年十一月廿三日関東御
教書、源次郎惟行可令安堵之状
如件、

寛元二年正月廿七日

(貼紙)「西明寺殿」相模守平(花押)

解説

関東御教書の発給を受け、源次郎惟行に石見国大家荘惣公文職を安堵することを伝えたと
思われる、六波羅探題北方の北条重時が発給した文書。前号の北条経時からの連絡を受
けて発給されたものと見られる。

(田中大喜)

24 足利尊氏御判御教書

新田義貞与党誅伐事、

相催一族、不日馳参、可致

軍忠之状如件、

建武三年二月廿五日（貼紙痕）（花押）

解説

足利尊氏が、新田義貞の与党を追討するべく、一族を率いて出陣するように命じた文書。二月十一日の摂津国豊島河原の合戦で建武政権軍に敗れた尊氏は、海路西方へ逃走した。『梅松論』によると、二十日に長門国赤間関に到着した尊氏は、少弐頼尚らに迎えられて、二十九日に筑前国芦屋津へ向かったと見える。このことから本文書は、九州渡海を控えた尊氏が赤間関において発給したものと見られる。宛所が切断されているため、宛先は不明だが、赤間関で発給したことに鑑みると、中国地方の武士に宛てたものと思われる。

（田中大喜）

25 了俊書下

為御方致軍忠之条、尤
神妙、向後弥可被抽戦功、
於忠賞事者、京都可執
申之状如件、

応安五年八月十三日 沙弥(花押)

得屋遠江入道殿

(もと端裏書)

〔鎮西探台今川伊与入道殿〕

解説

4号文書で見たように、得屋氏は足利直冬党として観応の擾乱以降活動していた。しかし本文書によると、直冬の没落後は幕府方に転じ、得屋遠江入道が九州探題今川了俊(貞世)の九州での軍事行動に従軍していたことがうかがえる。永和二年(一三七六)閏七月八日室町幕府御教書写(『南北朝遺文中国四国編』四二八六号)でも得屋遠江入道が室町幕府により抽賞されており、得屋氏は内乱を生き延びていたことがわかる。

(渡邊浩貴)

26 足利直冬御教書

厚東周防権守令同心合力、
致忠節者、於長野庄内知行之
地者、不可有相違之状如件、
貞和五年十月一日

(花押)

解説

足利直冬が、厚東周防権守（武藤か）に合力すれば、長野荘内の所領を安堵することを伝えた文書。宛所が切断されているため宛先は不明だが、同文・同年月日の直冬発給文書の写しが「内田家文書」と「安富家文書」に伝わっている（『南北朝遺文中国四国編』一七五六号・一七五七号）。

この年の八月、対立を深めていた高師直と足利直義が衝突し、後者の政務が停止される事件が起きた。これにより、中国探題として備後国鞆に滞在していた直冬は、直義の養子になっていたために師直の手勢に襲われ、九月に肥後国へ没落した。本文書は、巻き返しを図る直冬が、肥後国から発給した文書の一つと見られる。

研究

瀬野精一郎『足利直冬』（吉川弘文館、二〇〇五年）

(田中大喜)

27 大内義隆書状

去年者以雲樹寺賀

承候、祝着候、仍太刀

一腰助貞、馬一疋鶴毛印
雀目結

進之候、猶法泉寺可

申候、恐々謹言、

(貼紙)「大内殿」

五月三日 義隆(花押)

尼子伊予守殿

解説

周防・長門などの大名・大内義隆が出雲の大名・尼子経久に宛てた書状である。内容は、昨年使者を派遣されたことを喜び、その礼を伝えている。年未詳であるが、大内義隆の花押の形状から、享祿年間(一五二八～三二)から天文年間(一五三二～五五)初頭までのものと思われる。この時期、大内氏と尼子氏は敵対関係になく、むしろ大内氏の承認のもとで尼子氏と毛利氏の盟約関係すら結ばれていた。本書状はこの時期の両者の関係を示す一例といえる。

尼子氏側の使者の雲樹寺は臨濟宗妙心寺派の寺院で、現在も安来市清井町に存在する。中世では臨濟宗法灯派であったといい、室町時代には諸山に列せられていた。大内氏側の使者の法泉寺は、大内政弘の菩提寺として山口に建立された禪宗寺院であるが現存しない。

(中司健一)

28 目代藤原某国宣

職事者

宣旨案如此、不可有知行
相違所候也、仍執達如件、

元弘三年九月十一日

御目代藤原（花押）

解説

宣旨に基づき、某に対し某職を安堵した目代の国宣。石見国では同様の国宣が九月十二・十四・十七・十九日と発給されていることが確認され（『中世益田・益田氏関係史料集』八二・八三・一二四号、『鎌倉遺文』三二五・六九号）、この文書も石見国目代の発給文書と考えられる。この時期の石見国目代の花押が記された文書としては唯一であり、貴重である。なお、花押はこの時期に活躍する高津道性のものとは異なっている。

（西田友広）

29 京極政高安堵状

出雲国意宇郡内阿陀加江

跡半分山・河・市等事、

任当知行旨、領掌不可有相

違之状如件、

文明六年十一月廿九日（花押）

尼子又四郎殿

解説

出雲・隱岐・飛驒の守護・京極政高が尼子経久に宛てた安堵状である。内容は出雲意宇郡内の阿陀加江跡半分の山・河・市等を安堵したものである。

文明二年（一四七〇）に京極持清（生観）が死去した際、京極氏は出雲・隱岐・飛驒・近江の四カ国の守護を兼ねていたが、その子・勝秀、さらにその子・孫童子が早く死んだため、孫童子の弟で近江守護の高清と、勝秀の弟で出雲・隱岐・飛驒守護の政経（政高）とに分裂し、互いに抗争することとなった。一方、応仁・文明の乱中、出雲守護代であった尼子清貞が勢力を拡大した。この文明六年時点で清貞はまだ健在であったが、その子・経久にその所領が安堵されている。

（中司健一）

30 雑訴決断所牒

副下評定文

牒、任評定文、知行不可有相違者、以牒、

建武元年十月廿三日

越中権守藤原朝臣(花押)

従一位藤原朝臣

主計助兼右衛門大尉甲斐権介坂上大宿祢(花押)

大宰大式藤原朝臣(花押)

右中弁藤原朝臣(花押)

従三位平朝臣

参議右兵衛督藤原朝臣

解説

前欠文書であるが、雑訴決断所牒である。山陰道を担当した五番の発給で、従一位藤原朝臣は万里小路宣房、大宰大式は勸修寺経顕、従三位平朝臣は平範高、参議右兵衛督は葉室長光、右中弁は藤原正経、坂上大宿祢は坂上明成、越中権守は二階堂成藤である。決断所の評定文に基づき所領を安堵したもので、安堵された所領・人物とも不明であるが、文書群全体の性格からすると石見国に関する文書である可能性がある。

(西田友広)

31 大内持世書状

今度九州時宜不慮
落居候、無念之至候、殊
御親父事、御悲歎
察申候、無勿躰、歎入候、
心中悲傷此事候、依
念劇于今不申候、非本意候、
如何様自是可啓候、恐々
謹言、

七月十九日 持世(花押)

(貼紙)「大内殿」

「」殿

解説

大内持世が発給した書状である。宛所は欠損のため不明である。永享三年(一四三一)六月、大内盛見は筑前国深江で少弐氏らの攻撃を受け戦死した。このとき、盛見にはその家臣だけでなく、領国周辺の国衆も多く従っており、『看聞御記』同年七月二十三日条によると「益田」および「宗形」(宗像氏)も討ち死にしたと見える。益田氏は当主・兼理が討ち死にし、これを悼む足利義教の御内書が「益田左近将監跡」に宛てられている(『益田家文書』一一四号)。この文書は、盛見とともに討ち死にした者の一族に宛てられた書状であろう。

盛見の後継者候補は、この文書の差出の持世のほか、その兄弟である持盛、盛見の兄満弘の子・満世の三人があり、この後、家督争いが起こる。持世は後継者候補の中で最有力であったようだが、ここで持世がこのような書状を発給していることは興味深い。

(中司健一)

32 足利義輝書状

作州小吉野庄^{并料所}

久世保事、堅可申付之

旨領掌之由、尤喜悦候、

弥無相違様被仰、堅御

上洛專一候、猶藤長可申候、

恐々謹言、

九月朔日 義輝（花押）

聖護院殿

解説

美作国小吉野庄は將軍足利義輝女が門跡となつてゐる南御所（宝鏡寺大慈院）領、同国久世保は義輝の側近一色藤長が父晴具から繼承して知行したと思しい幕府御料所。美作国主の立場にあつた尼子氏もしくは浦上氏との交渉にあつた聖護院門跡（道増または道澄）から、年貢納入の約束を取り付けたとの報告を受けて、義輝が送つた返信である。初名義藤から義輝への改名が天文二十三年（二五五四）、京都への復歸が四年後の永祿元年なので、それ以降、同八年に暗殺されるまでの文書と見られる。

（中島圭一）

33 朝倉貞景書状

(モト裏紙ウハ書カ)

〔異筆〕

「永正八

到

九廿三

朝倉彈正左衛門尉

陶中務少輔殿御宿所 貞景

今度 御屋形様就御

上洛御供之由候、兎角

罷過、無音、背本意存候、

仍去月廿四日於舟岡山

御合戦之時、御高名無比類

由、無其隠候、雖不始儀候、

御忠節至候、随而太刀一

腰・馬一疋鶴毛^{目印雀}進^{目結}入候、

寔表祝儀計候、委細

使者可申述候、恐々謹言、

九月十四日 貞景(花押)

陶中務少輔殿御宿所

解説

越前の大名・朝倉貞景が周防・長門などの大名・大内義興の重臣陶興房に宛てた書状である。陶氏は大内氏の重臣で、代々、守護代を務める家系で、興房も周防守護代であった。内容は、舟岡山合戦での活躍を賞賛するものである。

明応の政変により將軍の地位を追われた足利義植(最初義材、このとき義尹、さらに義植と改名)は、永正五年(一五〇八)に大内氏の軍勢とともに上洛し將軍に復権した。しかし、永正八年に対立する足利義澄方の反撃にあい丹波に逃れたが、八月二十三日の舟岡山合戦に勝利し、再度、京都を奪還した。

(中司健一)

35 細川高国書状

鮭一折給候

賞翫候、猶寺町

石見守可申候、恐々

謹言、

(貼紙)「細川殿」

十一月十四日 高国(花押)

解説

將軍足利義種・義晴の下で室町幕府の実権を掌握した細川高国(一四八四～一五三一)が、鮭一折を贈られたのを受けた礼状。宛所は切斷されている。副状を発給した寺町通隆が奥の白川氏などに送った書状が現存しており、この方面の武家に充てたものであった可能性^があるうか。

(中島圭一)

36 寿源書状

当年

勅願御講綱所分

一人御布施、呉綿

貳屯御布施分

預置衣服式屯於質物

百五十疋先被引進、

付此使可被進御衆候、

恐々謹言、

永享九年

正月八日 寿源

(花押)

大安次権別当房

一◆左◆◆殿

解説

永享九年(一四三七)の勅願御講の布施に関わる書状だが、詳細未詳。

(中島圭一)

37 某書状

〔端裏切封墨引〕

三色給了、

悦入候、

先夜令以外式候、

状事承候、忝可書

進候、心地被直候て、可進候、

恐々謹言、

（貼紙）

〔貞治六七〕十二日

解説

貼紙を信するなら貞治六年（二三六七）の書状だが、詳細未詳。

（中島圭一）

38 宋世書状

(モノ裏紙ウハ書カ)
「香西藤五郎殿 宋世」

(端裏切封墨引)

何にても書進度

候へとも自尾州申候間、

重而可調進候、

從四月十四日尾州竹鼻と

申愚老知行少所に下向候、

來六月中可上洛分候、

文此国^ニ到來候、条々懇

切之芳志共万歳候、祝

着候、於留守子共一段賞

断の由、申くたし候、猶以

本望候、

一、鞠細々御稽古の由候、返々

可然候、御養性のため為道

かた／＼可然候、久不罷下候

間、上洛候者ふと可下向候、若

衆共にも逢度心中候、旁

期拝談候、謹言、

五月十九日 宋世

香西藤五郎殿

解説

飛鳥井雅康（宋世、号二楽軒、一四三六～一五〇九）は雅世の子、雅親の弟。兄の猶子となつて家学を相伝し、和歌や蹴鞠の世界で重きをなすとともに、能書をもつて知られた。下向先の尾張国竹鼻和郷（木曾川の流路南下によって現在は岐阜県内）は飛鳥井家領であり、父もしくは兄から与えられて知行したのであろう。充所の香西藤五郎元綱は、元資の子、元直の弟で、讃岐国を本拠とした細川氏被官。「松下集」に所見があり、招月庵正広が延徳四年（一四九二）八月十一日に「香西藤五郎藤原元綱の所にて三首哥合」に参加している。

（中島圭一）

39 足利直冬下文

下 高津播磨権守長幸

可令早停止石見国守護

所使乱入高津郷事

右、任建保五年十二月三日

関東下文、可致沙汰之状

如件、

貞和七年三月廿七日（花押）

解説

足利直冬が、高津長幸に対し、石見国長野荘高津郷への守護不入を認めた文書。この年の二月、直冬の養父の足利直義は、敵対していた兄尊氏・高師直を摂津国で破り政務に復帰すると、三月三日に直冬を鎮西探題に任じた。本文書は、鎮西探題となった直冬が、近い将来九州から上洛する際のため、中国地方に強固な支持勢力を構築しておくことを目的に発給したものと見られる。なお、島根県立古代出雲歴史博物館には、同年月日付けで直冬が長幸に対し、長野荘美濃地村東方一方地頭職を安堵した文書が所蔵されている。

研究

瀬野精一郎『足利直冬』（吉川弘文館、二〇〇五年）

（田中大喜）

40 將軍家政所下文

將軍家政所下 藤実

可令早領知石見国長野庄内黒谷村四至
載議狀、地頭職事

右、任親父実盛去延応二年三月九日讓狀、可

令領知之狀、所仰如件、以下、

仁治三年十月廿三日 案主左近將曹菅野

令左衛門少尉清原（花押） 知家事彈正忠清原

別当前撰津守中原朝臣（花押）

前美濃守藤原朝臣

前甲斐守大江朝臣

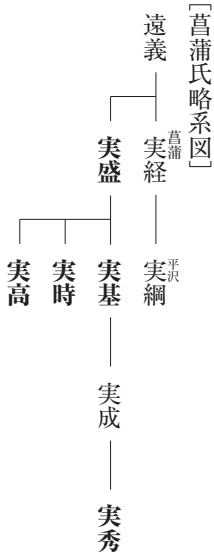
武藏守平朝臣

左近衛將監平朝臣（花押）

散位藤原朝臣

解説

本文書宛所の「藤実」は、菖蒲氏嫡流系統の相伝所領である「黒谷村」を讓与されているため、3号文書に見える実基と思われる。なお、「長府毛利家文書」にも、菖蒲氏庶流実時の美濃地村地頭職相統に対する、同年同月日の讓与安堵状が残されている。菖蒲氏庶流は美濃地村を相伝していたのであろう。参考として左に石見国菖蒲氏略系図を掲げる。



※『尊卑分脈』、『統群書類従』所収「波多野系図」により作成。太字は「益田實氏所蔵文書」、「益田家文書」、「長府毛利家文書」に見える菖蒲一族を示す。

（渡邊浩貴）

41 某書状

今日雨雅興如何、檐花細
雨要聽足下新吟如予
嘆眠之外無余事、憐葉々々、
節用集之卦弘底尊暇
之時分見申度候、每事
付与面陳、恐惶頓首、
春之仲十一 寿拝

解説

詳細未詳。

(中島圭一)

42 某書下

石見国得屋郷内四分

方事、為地頭分如元所

返付吉田但馬守也、任先

例知行不可有相違之状、

解説

応永十八年（一四一一）十二月十三日足利義持御判御教書で益田周兼（兼家）が安堵された所領のなかに、得屋郷地頭職と同四分方が見え（『益田家文書』一五号）、室町期以降は得屋郷と同四分方ともに益田氏の所領となっていく。本文書で当該地を返付される吉田但馬守については未詳だが、長野荘内に吉田郷が見え、室町中期に益田一族・家臣として吉田氏が登場している。おそらく吉田の地を名字として名乗り、得屋郷・同四分方を所領として有する益田一族・家臣が室町期に存在していたと考えられる。

（渡邊浩貴）

43 蓮齋書状

返々御懇書更々
難申尺候、此春ハ
弥御様
のミタ◆◆
此比の御酒さそと
奉察候く、返々
いかほと申候へとも
尽し候ハぬ御事候、
猶御使令申候、
御札令拝見、新年
嘉祥此事存候、
御懇之儀忝候、早々
申入度日々存寄候つる、
年頭御事候へ者、十五日の
事ハ不及申、廿日をも
過候てと存候て、斟酌
仕、此へ御返事被成候、
不本意存候、中書へも此
斟酌候て不申候、返々
忝候く、何様加養生候て
……………(切継)……………
一夜まゐり候て、去年以来の
御物かたりをも可申明候、
申尽かたく候へく候、かしく、
蓮齋
江
世まゐる御返事、人々
申給へ

解説

詳細未詳。

44
某書状

その、ち八日をへて
よき御事にて、をし
はかりも候へく候、さゝるゝに
文にても申たく候へとも
いつとなうとりみまし候
事ともにて候、御すもし
給へく候、花もやうゝ
さかり候へく候、心ハかりにて
そ、めきたるハかりにて候也、
むなしく候、いかさま
又まいりて申候へく候、かしく、

解説

差出・宛所ともに不明の書状。文中の「すもし」は「す文字」で推量の女性語。「花もやうゝ、さかり候へく候」とあることから春先に記されたと考えられる。

(西田友広)

45
某書状

文御うれしく候て

まことに五日之儀するくと

候ぬる、めてたく候て

われのミ事外

沈酔し候て

散々式おかしく候、

此間の御冷然、中々又

気味をそへられ候事にて

御浦山しさも申つくしかたく候、

46 某書状(続き)

又論語本の事、只一本

所持し候、点なども、いか、とおほし候へとも

先まいり候、先々此一枝ことに御庭のにて候らん、

一しほなる色をそへ候、

御詠又殊勝握翫し候て、

なにとやらん

にかまかせ候哉、比興候、毎事

又申候へく候、かしく、

(貼紙)「後小松院宸翰」

(切封墨引)

御返事

解説

貼紙によれば後小松院の書状。女房奉書様式の散らし書きで記されている。差出人が所持している「論語本」を宛先人のもとに送ることが記されている。

(西田友広)

54 某書状

於
■桃花坊之連哥

来二日にとの申事候、
必可有祇候候、かしく、

廿八日

〔(モト裏紙ウハ書カ)
(墨引) 玄仍 (草名カ)〕

解説

一条邸(桃花坊)における連歌の開催日を伝えた消息。ウハ書宛所の玄仍は、連歌師の里村玄仍(一五七一〜一六〇七)であろう。

(中島圭一)

55 石見国大家郷内東方田数注文

注渡

大家郷内東方田数事

(朱合点、以下同シ)

合式拾參町漆段式佰肆拾歩加佐記・袖谷定

除田陸町伍段陸拾歩

春日一丁 寺田一丁 大歳田四反半

御佃四反 供給田四反 井料田二反

草染五反 公文給二反半 最仕給一反(雜力)

下司給一丁五反 京上夫見料米田一反六十歩

雇夫功田六反

定田拾漆町式段佰捌拾歩

文治三年七月十三日

散位藤原朝臣(花押)

解説

貞応二年(一二二二)の石見国惣田数注文の迹摩郡大家庄の本郷東が「廿二丁七反」とあり、この文書の「大家郷内東方」に相当すると考えられる。大家荘は『玉葉』安元二年(一二七六)十一月三十日条に皇嘉門院領「大宅荘」として見えるのが初見である。皇嘉門院の父である藤原忠通が石見国の知行国主となった久安元年(一一四五)以降に成立したと考えられ、九条家領荘園として相伝されてゆく。「佐記・袖谷」は邑智郡の佐木・湯谷と考えられ、大家荘の一部を構成していたことがわかる。差出の藤原朝臣は未詳。

(西田友広)

57 某書状

万事無心一鈞竿

三公不換此江山

之三里にて候、御透次第一両

人ハ同途候へく候、一

会相催度所存御座候、

此中疎絶咫尺思千

里之謂乎、不具、

解説

詳細未詳。茶会を催したい旨を記したものか。

(中島圭一)

58
卜山書状

就此方働之儀、急度注進

申候、明後日^{廿八}令出門、来月

一日根来寺登山候而、手遣之

儀申合、則泉州へ可出陳候、^(陳)

兼日ニ被成御心得、同時御

働可為肝要候、但如此雖申候、

可依敵之様候之間、承合猶

可得其覚悟候、恐々謹言、

(貼紙)「畠山殿」

七月廿六日 沙弥卜山(花押)

謹上 大内左京大夫殿

解説

紀伊・河内・越中の大名・卜山(畠山尚順)が周防・長門などの大名・大内義興に宛てた書状である。年末詳であるが、畠山尚順が「卜山」と署名していることから永正五年(二五〇八)以降、かつ、同年に上洛した大内義興が帰国する同十五年までのものである。畠山尚順は紀伊を拠点に、河内支配をめぐって畠山義豊・義英父子と抗争を続けた。永正五年に足利義種・大内義興が上洛すると、細川高国とともにこれと連携した。明応九年(二五〇〇)に根来寺・粉河寺の衆徒とともに和泉に攻め入り、和泉半国守護・細川元有を攻め滅ぼすなど、これらの寺院との関係も深い。

(中司健一)

59 某書状

昨日御見物候哉、貴

賤催□興□□□

希代之晴事歟、殊

禁門之歴々驚目候、

貴殿御供之望遂日

之処、惑美麗無

念此事候、他事期面候、

かしく、

解説

禁裏の見物に関わる書状だが、どのような「晴事」であったのかなど、詳細は未詳。

(中島圭一)

62 伊勢貞宗書状

(モト裏紙ウハ書カ)
〔一切封墨引〕 伊

治部少輔殿御宿所 貞宗

中風氣に候て

一筆申入候、

長々御不例千万々

無御心元所候、昨日者

百疋張行候、御いかても

候ハて、無念此事候、

尚期面拜候、

宥助へく候、

解説

政所執事を務めて応仁の乱後の室町幕府で活躍し、晩年には伊勢流故実を確立した伊勢貞宗（一四四四～一五〇九）の書状。後欠のため年次が確定できず、充所の治部少輔も未詳。

（中島圭一）

64 朝倉義景書状

就若州^江出勢之儀、御音問
本望候、仍逸見相語内藤備前守、
彼国^江令乱入、小浜表之山所二
陣取之、依被及難儀、合力之事
被申之条、旧冬已来武田以申合
筋目、去五月下旬差越人数
可及行段候之処、去月^{十九}夜中
敵陣八ヶ所其外諸城令退散候間、
至高浜于今在陣之儀申付候、然者
一城相残候、於彼表敵少々討捕候、
遠路御尋、誠御懇意祝至候、
猶同名九郎左衛門尉可令申候、恐々
謹言、
七月廿六日 左衛門督義景（花押）
謹上 尼子三郎四郎殿

解説

越前の大名・朝倉義景が出雲などの大名・尼子義久に宛てた書状である。内容は、尼子義久から若狭への出陣要請があったことに感謝し、軍勢を派遣したと戦況を伝えるものである。永禄四年（一五六二）、三好氏の家臣で丹波の支配にあたった内藤宗勝（松永長頼）が、若狭の国人である逸見昌経・粟屋勝久らと語らって若狭国へ乱入した。これには、若狭武田氏の信豊・義統父子間の対立が背景にあり、逸見と粟屋は信豊方だということ。武田義統は、朝倉氏の支援を得てこれを撃退した（小浜の情勢については佐藤圭氏よりご教示いただいた）。

注目すべきは、この朝倉氏による若狭武田氏救援に尼子氏が深く関わっていることである。近年、尼子氏が若狭武田氏との連携を重視していたこと、その背景には日本海流通の確保という側面があったことが指摘されている。本書状により、尼子氏―若狭武田氏の連携にはさらに東の朝倉氏も加わっていたことが明らかになり、その背景に活発な日本海流通があるのであれば、それがいわゆる小浜以西の西日本海と敦賀以東の東日本海を横断する形で展開していたこともうかがわれ、大変興味深い。

研究

大森宏『戦国の若狭』（自家出版、一九九六年）
長谷川博史「出雲尼子氏と芸備地域」（『芸備地方史研究』三〇五・三〇六号、二〇一七年）

（中司健一）

65 大内教弘書状

其後可申候之処、依
無指事候、閣筆候之
時節、御音信令悦
喜候、今度最初御
着陣、其則先被致
合戦、殊御感等嚴
重候、公私之議(儀)可然
候、御武勇異于他
候、於以後者、只無御
越度之様、又可有
御計略候、猶々
最前之時議(儀)、尤
可然存候、又桜井
事御懇承候、悦
入存候、又次郎殿
同無等閑候、如何様連々
可申承候、恐々謹言、

九月九日 教弘(花押)
益田左馬助殿

御返事

(貼紙)「大内殿」

解説

周防・長門などの大名・大内教弘が石見の国人・益田兼堯に宛てた書状である。内容は、合戦における協力に感謝したものであるが、具体的な記述を欠き、年代の特定が難しい。益田兼堯が左馬助を称する文安五年(一四四八)以降、大内教弘が死去する寛正六年(一四六五)九月三日以前、兼堯の子・貞兼(「又次郎殿」)の名前が見えることから、この間でも後ろよりのことと思われる。

(中司健一)

66 某義元書下

新田義貞党類

為誅伐、向当国有

軍忠者、可有^抽

賞、早被馳参之

条神妙也、

延文□年四月^十■六日

義元（花押）

□□宮内殿

解説

某義元が、新田義貞の党類を追討するべく、出陣を命じた文書。発給者の義元も宛先の宮内も、詳細は不明。また、新田義貞は、延文年間（一三五六～六一）にはすでに死亡しているため、本文書の内容には疑義が呈される。

（田中大喜）

69
某書状

墨蹟之来候見進候、一段見
事候、珍物たるへく候、可有
御秘藏候、先頃古織於数
奇屋見せ被申たるに少
も無相違候、去年被成御
求候一休之文字、拙者所望
可申候、御分別所被給候、
一兩日中以参扣可申入候、
先度之花入御望之由被成御
物語之間、可進置候、万々
期面上之儀候、恐々謹言、
四月廿一日

解説

墨蹟や花入れの蒐集や譲渡に関わる書状で、古田織部（重然、一五四四～一六一五）の名前が見えることから、十六世紀末～十七世紀初頭のものと思われる。

（中島圭一）

70 伊勢屋道七書状

来且御茶可被下之通、送次第候、可為御口切候、必時分可扣茶戸候、白玉一条任到来令進献候、雪中取分見事之儀候、御用候者可被仰付候、先日之松枯候ハて候哉、必晚来為御礼以参扣可伸謝詞候、恐々謹言、
初冬十一 道七（花押）
孚月軒下
人々御中

解説

伊勢屋道七は山上宗二の子で茶人。茶席に関わる書状だが、詳細未詳。

（中島圭一）

田中大喜（国立歴史民俗博物館研究部）

中島圭一（慶應義塾大学文学部）

中司健一（益田市歴史文化研究センター）

西田友広（東京大学史料編纂所）

渡邊浩貴（神奈川県立歴史博物館・国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント）

（二〇一七年二月二〇日受付、二〇一八年六月四日審査終了）

文書記載所領名	形態	法量(縦×横) cm	頁数	料紙	裏打ち	備考
石見国長野庄内美能地村地頭職	縦紙	30.8 × 40.4	1	楮紙	有	もと表装。
石見国益田庄内納田郷・木束郷・津毛別符・疋見別符地頭職	縦紙	30.9 × 45.3	1	楮紙	有	もと表装。
石見国長野庄内下黒谷郷	縦紙	32.8 × 37.8	1	楮紙	有	もと表装。北条貞時花押が青墨。
石見国得屋郷・備前国宇賀貴郷地頭職	現状切紙	27.2 × 27.8	1	楮紙	有	宛所欠。もと表装。
石見国白上郷内河上村地頭職	小切紙	15.5 × 16.6	1	雁皮紙	有	宛所欠。もと表装。
石見国美濃地村半分	現状続紙	28.6 × 35.6	1	楮紙	有	本紙を縦に裁断カ。現状2紙を貼り継ぐ。もと表装。
石見国得屋郷地頭職公田	切紙	28.9 × 21.5	1	楮紙	有	宛所欠。もと表装。
石見国大家庄惣公文職カ	現状切紙	32.0 × 23.0	1	楮紙	有	前欠。もと表装。
石見国長野庄内白上村半分・飯多郷内田畠在家地頭職	縦紙	33.2 × 42.4	1	楮紙	有	もと表装。
肥前国曾祢崎庄	縦紙	32.6 × 38.6	1	楮紙	有	もと表装。
長州二郡	縦紙	29.5 × 39.8	1	楮紙	有	もと表装。
石見国大家庄内東郷	現状切紙	32.2 × 32.5	1	楮紙	有	後欠。もと表装。
石見国長野庄内高津郷	縦紙	33.8 × 54.2	1	楮紙	無	
石見国伊甘郷	縦紙	32.1 × 44.7	1	楮紙	有	もと表装。
	現状切紙	33.0 × 34.5	1	楮紙	有	もと表装。
	現状切紙	33.0 × 30.2	1	楮紙	有	前欠。(裏墨書)「延禪」。もと表装。
	現状切紙	32.5 × 30.0	1	楮紙	有	前欠。もと表装。
	現状切紙	28.5 × 32.5	1	楮紙	有	もと表装。
	現状切紙	31.3 × 28.9	1	楮紙	有	前欠。もと表装。
	現状切紙	28.2 × 28.8	1	楮紙	有	前欠。もと表装。
	現状切紙	32.2 × 24.5	1	楮紙	有	前欠。もと表装。
当国(石見国)大家庄惣公文職	現状切紙	30.3 × 28.5	1	楮紙	有	宛所欠。もと表装。
	現状切紙	32.9 × 26.5	1	楮紙	有	前欠。宛所欠。もと表装。
	現状切紙	24.0 × 22.7	1	楮紙	有	宛所欠。もと表装。
	小切紙	16.0 × 13.8	1	雁皮紙	有	本紙袖を切断して奥に貼り継ぐ。もと表装。
長野庄内知行之地	現状切紙	28.4 × 26.4	1	楮紙	有	後欠。もと表装。
	切紙	20.1 × 35.5	1	雁皮紙	有	もと表装。
	現状切紙	31.8 × 22.8	1	楮紙	有	前欠。宛所欠。もと表装。
	縦紙	26.2 × 35.2	1	楮紙	有	もと表装。
	現状切紙	32.4 × 30.7	1	楮紙	有	前欠。もと表装。
	縦紙	28.1 × 33.0	1	楮紙	有	後欠。もと表装。
作州小吉野庄并料所久世保	切紙	21.6 × 43.1	1	雁皮紙	有	もと表装。
	切紙	18.3 × 40.9	1	雁皮紙	有	端裏書あり。袖に裏紙(現状18.3 × 4.8cm)を貼り継ぐ。
	現状縦紙	30.0 × 47.5	1	楮紙(打紙カ)	有	前後欠。もと表装。近世のものカ。
	縦紙	25.9 × 34.3	1	楮紙	有	後欠。もと表装。
	縦紙	26.8 × 39.1	1	楮紙	有	もと表装。「永享九年」は付年号。
	縦紙	32.2 × 40.8	1	楮紙	有	もと表装。貼紙「貞治六 七」。
尾州竹鼻	切紙	19.3 × 45.9	1	雁皮紙	有	裏紙(現状19.3 × 4.0cm)を裁断して袖に貼り継ぐ。もと表装。
高津郷	縦紙	32.5 × 50.3	1	楮紙	無	

【表】益田實氏所蔵文書目録

No.	現形態整理番号	文書名	年	西暦	月	日	差出	印・花押	宛所
1	一	上野頼兼遵行状	康永 4	1345	2	26	上野頼兼	花押	松田宗重
2	二	足利義詮御判御教書	貞治 6	1367	3	6	足利義詮	花押	大内弘世
3	三	関東下知状	永仁 3	1295	7	25	北条貞時・北条宣時	花押	菖蒲実秀
4	四	仁科盛宗奉書	正平 9	1374	3	28	仁科盛宗	花押	欠
5	五	荒川詮頼奉書	文和 2	1353	11	6	荒川詮頼	花押	欠
6	六	犬橋カ近江守奉書	応永 11	1404	8	25	犬橋カ近江守	花押	高津美作守
7	七	右田弘道奉書	応永 2	1395	3	24	右田弘道	花押	欠
8	八	関東下知状	承久 2	1220	2	24	北条義時	花押	伴惟行
9	九	藤原頼嗣袖判下文	宝治 2	1248	12	26	藤原頼嗣	花押	委文宗景
10	十	関東御教書	元応 2	1320	12	20	金沢貞顕・北条高時	花押	大友貞宗
11	十一	畠山基国書状	(応永 7カ)	1400	7	13	畠山基国	花押	大内弘茂
12	十二	藤原頼経袖判下文	寛喜 1	1229	5	9	藤原頼経	花押	大家友光
13	十三	北条重時書状	延応 2	1240	4	26	北条重時	裏花押	斎藤長定
14	十四	六波羅御教書	正和 5	1316	2	24	大仏維貞・北条時敦	花押	土屋□衛門六郎入道
15	十五	関東御教書	文永 9	1272	11	27	北条政村・北条時宗	花押	都野五郎女子
16	十六	関東下知状	弘安 8	1285	8	22	北条業時・北条貞時	花押	欠
17	十七	散位卜部宿祢某下文	承久 3	1221	未詳	未詳	卜部宿祢	花押	欠
18	十八	某義政書状	未詳	—	7	未詳	某義政	花押	森良智
19	十九	室町幕府引付頭人奉書	暦応 4	1341	5	9	高重茂	花押	欠
20	二十	足利直冬御教書	貞和 7	1351	2	21	足利直冬	花押	欠
21	二十一	関東御教書	正嘉 2	1258	9	18	北条政村・北条長時	花押	欠
22	二十二	北条経時書状	(寛元 1)	1243	12	7	北条経時	花押	欠(北条重時カ)
23	二十三	六波羅施行状	寛元 2	1244	1	27	北条重時	花押	欠
24	二十四	足利尊氏御判御教書	建武 3	1336	2	25	足利尊氏	花押	欠
25	二十五	了俊書下	応安 5	1372	8	13	今川了俊	花押	得屋遠江入道
26	二十六	足利直冬御教書	貞和 5	1349	10	1	足利直冬	花押	欠
27	二十七	大内義隆書状	未詳	—	5	13	大内義隆	花押	尼子経久
28	二十八	目代藤原某国宣	元弘 3	1333	9	11	藤原某	花押	欠
29	二十九	京極政高安堵状	文明 6	1474	11	29	京極政高	花押	尼子経久
30	三十	雑訴決断所牒	建武 1	1334	10	23	万里小路宣房・勸修寺経顕・平範高・葉室長光・藤原正経・坂上明成・二階堂成藤	花押(経顕・正経・明成・成藤)	欠
31	三十一	大内持世書状	(永享 3)	1431	7	19	大内持世	花押	欠
32	三十二	足利義輝書状	未詳	—	9	1	足利義輝	花押	聖護院道増または道澄
33	三十三	朝倉貞景書状	(永正 8)	1511	9	14	朝倉貞景	花押	陶興房
34	三十四	往来物カ	—	—	—	—	—	—	—
35	三十五	細川高国書状	未詳	—	11	14	細川高国	花押	欠
36	三十六	寿源書状	永享 9	1437	1	8	寿源	花押	大安寺権別当房・一◆左◆◆
37	三十七	某書状	貞治 6カ	1367	7カ	12	—	草名	—
38	三十八	宋世書状	未詳	—	5	19	飛鳥井雅康	草名	香西元綱
39	三十九	足利直冬下文	貞和 7	1351	3	27	足利直冬	花押	高津長幸

文書記載所領名	形態	法量(縦×横) cm	頁数	料紙	裏打ち	備考
石見国長野庄内黒谷村	縦紙	33.0 × 46.7	1	楮紙	有	もと表装。
	現状切紙	25.8 × 22.4	1	楮紙	有	もと表装。
石見国得屋郷	現状切紙	29.3 × 20.5	1	楮紙	有	後欠。もと表装。
	現状続紙	① 26.7 × 58.6 ② 26.5 × 19.9	1	楮紙	有	現状、本紙に裏紙を貼り継ぐ。もと表装。
	縦紙	27.8 × 42.9	1	楮紙	有	もと表装。
	縦紙	33.6 × 50.6	1	楮紙	有	45号・46号貼継一括。
	縦紙	33.7 × 49.8	1	楮紙	有	
	縦紙	32.0 × 54.0	1	楮紙(打紙カ)	有	
	縦紙	30.8 × 37.0	1	楮紙	無	柿渋塗りカ。もと表装。幕末のものカ。
	縦紙	33.8 × 52.2	1	楮紙	無	もと表装。
	現状切紙	23.5 × 22.8	1	楮紙	有	もと表装。
	縦紙	33.6 × 52.8	1	楮紙	無	もと表装。
	現状切紙	27.1 × 29.0	1	楮紙	有	もと表装。定家(玉葉和歌集)・俊忠(新古今和歌集)などの歌が見える。
	縦紙	33.7 × 52.5	1	楮紙	無	もと表装。
	現状切紙	29.0 × 32.9	1	楮紙	有	法量は現状。もと表装。
大家郷内東方, 佐記・柚谷	縦紙	27.1 × 32.9	1	楮紙	有	もと表装。
	現状切紙	27.7 × 29.3	1	楮紙	有	もと表装。古潤慈稽(1544-1633)は建仁寺の僧侶。
	縦紙	33.8 × 52.3	1	楮紙	無	もと表装。
	小切紙	9.3 × 18.5	1	雁皮紙	有	もと表装。
	縦紙	31.5 × 46.6	1	楮紙	有	もと表装。
	縦紙	33.6 × 51.9	1	楮紙	無	もと表装。端裏書「紙数十七枚」。『三体詩』所収張継「楓橋夜泊」。
	縦紙	33.7 × 52.2	1	楮紙	無	もと表装。
	現状切紙	27.7 × 40.1	1	楮紙	有	本紙袖に裏紙(現状 27.7 × 7.5 cm)を貼り継ぐ。62号・63号は貼継一括だった。
	縦紙	33.7 × 52.0	1	楮紙	有	もと表装。
小浜表, 高浜	切紙	21.0 × 45.2	1	雁皮紙	有	もと表装。
	切紙	15.8 × 40.8	1	雁皮紙	有	65号～68号は書跡の反故紙(続紙3紙, 現状剥離, 楮紙・雲母引)を台紙として仮貼。現状は剥離。台紙に65号～68号の痕跡あり。
	小切紙	13.6 × 19.9	1	楮紙	有	もと表装。
	色紙	24.8 × 23.5	1	竹紙	有	もと表装。
	色紙	25.1 × 23.0	1	竹紙	有	もと表装。
	縦紙	33.7 × 51.5	1	楮紙	無	
	縦紙	33.7 × 51.8	1	楮紙	無	もと表装。

【表】益田貴氏所蔵文書目録

No.	現形態整理番号	文書名	年	西暦	月	日	差出	印・花押	宛所
40	四十	將軍家政所下文	仁治3	1242	10	23	清原満定・中原師員・藤原親実・長井泰秀・北条朝直・北条経時・安達義景・弾正忠清原・左近将曹菅野	花押(満定・師員・経時)	菖蒲実基
41	四十一	某書状	未詳	—	2	11	—	—	欠
42	四十二	某書下	未詳	—	未詳	未詳	欠	欠	欠
43	四十三	蓮齋書状	未詳	—	未詳	未詳	蓮齋	—	世
44	四十五	某書状	未詳	—	未詳	未詳	欠	欠	欠
45	四十六	某書状	未詳	—	未詳	未詳	後小松院カ	—	—
46	四十七	某書状(45号続き)	未詳	—	未詳	未詳	後小松院カ	—	—
47	四十八	源氏物語抜書	—	—	—	—	—	—	—
48	四十九	律詩	—	—	—	—	—	—	—
49	五十	柳宗元詩	—	—	—	—	—	—	—
50	五十一	往来物カ	—	—	—	—	—	—	—
51	五十二	正法眼蔵春秋抜書	—	—	—	—	—	—	—
52	五十三	古歌散し書きカ	—	—	—	—	—	—	—
53	五十四	碧巖録七	—	—	—	—	—	—	—
54	五十五	某書状	未詳	—	未詳	28	—	—	—
55	五十六	石見国大家郷内東方田数注文	文治3	1187	7	13	散位藤原朝臣某	花押	—
56	五十七	古潤慈稽詩文	—	—	—	—	—	—	—
57	五十八	某書状	未詳	—	未詳	未詳	—	—	—
58	五十九	卜山書状	未詳	—	7	26	畠山尚順	花押	大内義興
59	六十	某書状	未詳	—	未詳	未詳	—	—	—
60	六十一	漢詩	—	—	—	—	—	—	—
61	六十二	某書状断簡	未詳	—	未詳	未詳	欠	欠	欠
62	六十四	伊勢貞宗書状	未詳	—	未詳	未詳	伊勢貞宗	欠	欠
63	六十五	漢詩	—	—	—	—	—	—	—
64	六十六	朝倉義景書状	(永祿4)	1561	7	16	朝倉義景	花押	尼子義久
65	なし	大内教弘書状	未詳	—	9	9	大内教弘	花押	益田兼堯
66	なし	某義元書下	未詳	—	4	16	某義元	花押	□□宮内
67	なし	漢詩	—	—	—	—	—	—	—
68	なし	漢詩	—	—	—	—	—	—	—
69	なし	某書状	未詳	—	4	21	—	—	—
70	なし	伊勢屋道七書状	未詳	—	10	11	伊勢屋道七	花押	孚月軒

- 註) 1. 現形態整理番号は、原本調査時に文書の裏に貼られていた数字を示す。
 2. () で括られている年号は、文書の内容から比定したものであることを示す。
 3. 差出・宛所は、実名が比定可能な場合は実名で、不可能な場合は史料表記で示す。また、紙が切断されて不明の場合は「欠」、残っていても不明の場合は「—」で示す。
 4. 法量は原本調査時に計測したものを示す。
 5. 形態・裏打ちは原本調査時の状態を示す。